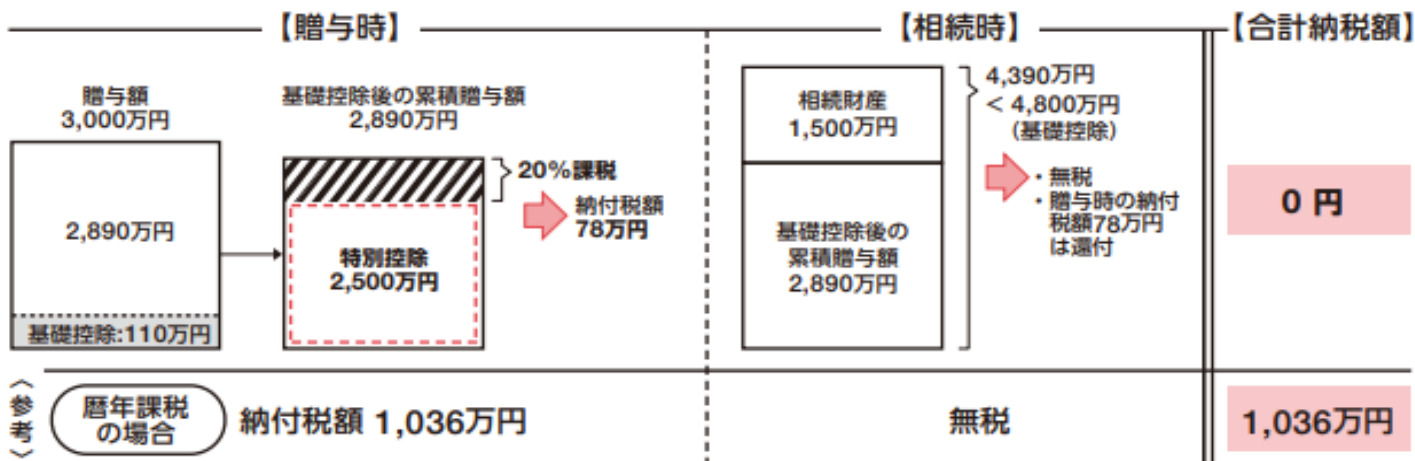


## コラム② (相続時精算課税制度について)

- 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入されました。
- 暦年課税との選択制です。

《計算例》3,000万円生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合(法定相続人が配偶者と子2人の場合)



(注1)相続時精算課税を選択できる場合 贈与者:60歳以上の者 受贈者:18歳以上の推定相続人及び孫

(注2)相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

情報出所：財務省